

## 千葉県スポーツ推進審議会公募委員選考要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県附属機関の委員の公募に関する要綱第3条の規定により、千葉県スポーツ推進審議会委員のうち公募委員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公募委員の人数)

第2条 公募委員の人数は、1人とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でない者
- (3) 本市の市議会議員及び職員でない者
- (4) 応募開始日現在において満18歳以上である者
- (5) スポーツ指導等の活動経験がある者

(応募期間)

第4条 応募期間は、令和4年4月1日(金)から令和4年5月13日(金)までとする。

(応募方法)

第5条 応募に当たっては、次に掲げる事項を記載した書面及び小論文を提出するものとする。

- (1) 応募する附属機関の名称
- (2) 住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別
- (3) 本市内に在住していない者にあつては、勤務先又は在学する学校名等
- (4) スポーツ指導等の活動歴
- (5) 応募理由

2 前項の小論文は、次に掲げるものとする。

- (1) テーマ：「千葉市のスポーツ推進について」
- (2) 文字数：800文字程度
- (3) 使用言語：日本語

3 提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 直接提出
- (2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

4 第1項に規定する提出書類は、応募者に返却しないものとする。

(選考委員会)

第6条 公募委員の選考を行うため、市民局に千葉県スポーツ推進審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、生活文化スポーツ部長、市民総務課長、文化振興課長及びスポーツ振興課長をもって組織する。

3 選考委員会に委員長を置き、生活文化スポーツ部長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考方法)

第7条 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき公募委員を選考するものとする。

ただし、応募者のうち公募委員として適任と認める者がいないときは、公募委員を選考しないことができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、再度の公募を要しない。

(1) 第4条の応募期間内に応募がないとき。

(2) 前項ただし書の規定により、公募委員を選考しないとき。

(3) 前項の規定により公募委員を選考した後に生じた事情により、当該公募委員として任命することができないとき。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は、書面により応募者全員に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、公募委員の委嘱の日をもって効力を失うものとする。